主 文 原決定を取消す。 理 由

本件抗告申立の趣旨及び理由は福岡地方検察庁小倉支部検察官検事松田哲昌の抗告及び裁判の執行停止申立書記載のとおりであつて、これに対する当裁判所の判断はつぎに示すとおりである。

件記録によれば、被告人は、昭和四一年一一月一四日、福岡地方検察庁小倉支 部検察官から福岡地方裁判所小倉支部に「被告人は常習として昭和四一年一一月四 日午前〇時一五分頃、北九州市a区b町c丁目の被告人方前路上において自己が乗 車して来たタクシーの運転手Aから乗車代金の不足金を請求されたことに憤慨し いきなり同人の顔面を手拳で一回殴打し、更に車外に飛び出した同人の後頭部を所 携のバンドで数回殴打する等の暴行を加え、よつて同人に対し顔面、頭部挫傷等に より加療約五日間を要する傷害を与えたものである」「罪名罰条、暴力行為等処罰に関する法律違反、同法第一条の三」との公訴事実により身柄勾留のまま起訴され、第一回の公判期日前である同年一二月二三日右裁判所小倉支部裁判官の保釈許可決定により釈放された。ところが、右保釈中の昭和四二年一月三一日再び傷害事の表表により釈放された。ところが、右保釈中の昭和四二年一月三十日再び傷害事の表表により、 件を起し、現行犯逮捕に引き続き同年二月三日、「被疑者は常習としてBと共謀の 上、昭和四二年一月三一日午後九時頃北九州市 a 区 d 町 e 丁目バー『C』入口にお いて、同店に入ろらとしたDを呼び止めて因縁をつけ、BにおいてDの腕をつか み、被疑者においてDの顔面を頭突きし、さらに同人を同区 f 町十字路に連行し B、被疑者両名でDの顔面、脚部等を殴る、蹴る等の暴行を加え、よつて同人に対し加療約七日間を要する右眼瞼打撲傷等の傷害を与えたものである」旨の被疑事実 により右裁判所小倉支部裁判官の発した勾留状によつて再び勾留され、その後同月 -〇日、福岡地方検察庁小倉支部検察官は右裁判所小倉支部に対し同日付訴因変更 追加請求書をもつて、右被疑事実と同一性の認められる「被告人はさらに常習とし て昭和四二年一月三一日午後九時一〇分頃、北九州市 a 区 d 町 e 丁目バー『C』前 路上において、Bと共謀の上、Dに対し些細なことに因縁をつけ、Bにおいて同人 の腕をつかみ、被告人において『まだぐずぐずいいよるか』と叫びながら同人の顔面めがけて頭突きをする等の暴行を加え、さらに同所から約一〇メートル離れた同 区f町十字路附近に同人を連行し、B及び被告人の両名でこもごも同人の顔面、腹部を手拳で乱打し足蹴りを加える等の暴行を加え、よつて同人に対し加療約一週間 を要する右眼瞼打撲挫創兼右外傷性結膜炎の傷害を与えたものである」との事実を 新たな訴因としてさきの起訴状記載の訴因に追加する旨の請求をなし、同裁判所小 倉支部は同月二日被告人に対する第三回公判廷において検察官の右請求を許可し た。その後、昭和四二年三月一日弁護人から右再度の勾留継続を不当として取消請 求がなされ、同裁判所小倉支部は同年三月二日右弁護人の請求を許容し、同年二月 三日福岡地方裁判所小倉支部裁判官のなした勾留を取消す旨の決定をなした、とい __ う一連の経過が認められる。

ところで、原決定が前記再度の勾留を取消すに至つた理由は「本件のような包括一罪にあつては、保釈中に犯した罪が最初の起訴にかかる常習傷事罪の一部と認定した罪がよって再逮捕、の起訴にからるとして事業を受けて保釈中に犯した罪を最初の起訴にからるとして事業にでは変けて保釈中に犯したといりに表した。ことをであるといる。とされた事実についてすることに被告人の身柄の拘束を継続することはないが、よびとされたの身柄の対することはないが、ないとのように被告人の身柄の対すを継続することを要しないのであるが、ないが、ないが、ないのようにを追起訴にないのである。とされる公訴の提起と同視し、これに被告人の身柄の拘束をしたとされる公訴の提起と同視し、これに被告人の身柄の拘束をしたとされる公訴の提起と同視し、これに被告人の身柄の対束をいることを要しないのである。一項の明文の規定に反きれる公所の追述を得にないの追加を請求したときにある。

〈要旨第一〉そこで、まず原裁判所の標榜する一罪一勾留の原則から検討するに、 勾留の対象は逮捕とともに現実に犯され〈/要旨第一〉た個々の犯罪事実を対象とする ものと解するのが相当である。したがつて、被告人或いは被疑者が或る犯罪事実に ついてすでに勾留されていたとしても、さらに他の犯罪事実について同一被告人或 いは被疑者を勾留することが可能であつて、その場合に右各事実がそれぞれ事件の

同一性を欠き刑法第四五条前段の併合罪の関係にあることを要しない。それらの各 事実が包括的に一罪を構成するに止まる場合であつても、個々の事実自体の間に同 -性が認められないときには、刑事訴訟法第六〇条所定の理由があるかぎり各事実 毎に勾留することも許されると解するのが相当である。けだし、勾留は主として被 告人或いは被疑者の逃亡、罪証隠滅を防止するために行われるものであつて、その 理由の存否は現実に犯された個々の犯罪事実毎に検討することが必要であるからで ある(刑事訴訟法第六〇条第一項参照)。もつとも、同一被告人或いは被疑者に対し数個の犯罪事実ことに当初から判明している数個の犯罪事実についてことさらに順次勾留をくり返すことは不当に被告人或いは被疑者の権利を侵害するおそれがあ り、その運用についてはとくに慎重を期さなければならないことはいうまでもな い。しかし本件においては、すでに説示した経過に徴し、再度勾留にかかる傷害事 犯は最初の勾留時は勿論起訴当時においても予測できなかつた新たな犯罪行為であ るから、たとえそれが最初の勾留又は起訴にかかる傷害事犯とも包括して暴力行為 等処罰に関する法律第一条の三の常習傷害罪の一罪を構成するに止まるとしても、 これについて再び勾留する理由ないし必要性があるかぎり、本件再度の勾留は必ず しも不当とはいえない。右と異る原裁判所の見解には賛同し難い。なお、原裁判所 は、本件抗告に対する意見のなかで、包括一罪について既判力の関係で一罪性を認 め、勾留に関する関係では個々の犯罪事実が対象となるものとして一罪性を否定す ることは恣意的に一罪を分断し包括一罪を認めた趣旨を没却するものであるとい う。しかしながら、公訴の提起の効力及び既判力が一罪の全てに及ぶ(刑事訴訟法 第二五六条、第三一二条、第三三七条第一号)とされるのは同一の犯罪について重ねて刑事上の責任を問われないいわゆる一事不再理の原則(憲法第三九条)に基く 法的安定性の強い要請によるものであるのに対し、他方勾留は主として被告人或い は被疑者の逃亡、罪証隠滅を防止するというきわめて現実的な要請によるものであ り、それとこれとはそれぞれ制度本来の趣旨を異にするものであつて、必ずしも直 接関連するものではなく、いわゆる常習一罪ないし包括一罪の関係で、既判力の及 ぶ範囲と勾留の効力の及ぶ範囲とが時にその限界を異にするばあいがあつても、け だしやむをえないところである。原裁判所の右意見には必ずしも賛同し難い。 〈要旨第二〉つぎに勾留期間と公訴提起の関係について検討する。〈/要旨第二

そうすると、右の場合、甲事実について勾留のまま公訴提起がなされ、その後乙事実について逮捕、勾留がなされた(これが許されることはすでに前段説示のとおり)ときには、乙事実については甲事実の係属中もはや公訴の提起は許されないから、勾留期間及びその起算点を公訴提起にかからしめている同法第六〇条第二項、第二〇八条第一項の規定はそのまま乙事実に対する勾留に適用するわけにはいかない。さればといつて、乙事実についても速かに審判の請求を受け、迅速な裁判を受ける被告人の権利(憲法第三七条第一項参照)を無視することはできない。このような場合における乙事実に対する勾留の期間及びその起算点については刑事訴訟法はなんら規定するところがない。

しかしながら、ひるがえつて考えてみるに、公訴提起は起訴状に訴因を明示して 裁判所に対して審判を請求する訴訟行為であり、訴因の変更、追加は公訴事実の同 一性を害しない限度において起訴状に記載された従前の訴因に代えて新たな訴因を 掲げ、或いは従前の訴因に新たな訴因を附加し、これに対して裁判所の審判を請求する訴訟行為であり、両者の性質はきわめて類似し、けつして異質のものではない。なるほど原決定が指摘するとおり公訴の提起は要式行為とされ、訴因の変更、追加の請求は要式行為とされるのは被告人保護のためである。訴因の変更、追加の請求が要式行為とされなかつたのは、それが公訴の提起を前提とし、公訴事実として起訴状に明記された訴因に代え或いはそれに附加して新たな訴因の審判を求めるものであるから、その限度においてはあえれに附加して新たな訴因の審判を求めるものであるから、その限度においてはあえて要式行為としなくとも被告人の保護に欠けるところがないであろうとの考えに出てたものと解される。したがつて、要式行為であるか否かによつて両者を相容れないものとすることには賛成し難い。

以上、かれこれ考え合わせると前記設例の場合におけるて事実に対する勾留の期間及びその起算点について刑事訴訟法が何ら規定を設けなかつたのは、立法者がかかる事態の生ずることを想起しなかつたためとも考えられ、いわば法の不備ともいえるが、それはそれとしてむしろ一歩進んで訴因の変更、追加の請求を公訴の提起に準ずるものと解し、同法第六〇条第二項、第二〇八条第一項の「公訴提起」とは訴因の変更、追加の請求をも含むものと解するのが相当である。そして右は同法条の精神に合致こそすれ、けつして相反するものではない。

そこで、本件再勾留並びに勾留継統の当否について判断するに、叙上説示の理はの当否について判断するに、叙上説示の理は別示の異立との知识を明確により、紹子の知识を明確に対して知识を明確に対して知识を明確に対して知识を明確に対して知识を明確に対して知识を明確に対して知识を明確に対して知识を明確に対して知识を明確に対して知识を明確に対して知识を明確に対して知识を明確に対して知识を明確に対している。というないの知识を明確に対している。というないの知识を明確に対している。というないの知识を明確に対している。というないの知识を明確に対している。というないの知识を明確に対している。というないの知识を明確に対している。これを明確に対している。これではないの知识を明確に対している。これを明確に対しまする。これを明確に対している。これを明確に対しまする。これを明確に対している。これを明確に対しまする。これを明確に対している。これを明確に対している。これを明確に対しまする。これを明確に対しまする。これを明確に対しまする。これを明確に対しまする。これを明確に対しまする。これを明確に対しまする。これを明確に対しまする。これを明確に対しまする。これを明確に対しまする。これを明確に対しまする。これを明確に対しまする。これを明確に対しまする。これを明確には対しまする。これを明確には対しまする。これを明確には対しまする。これを明確には対しまする。これを明確には知识を明確には対しまする。これを明確には対しまする。これを明確にはないまする。これを明確には対しまする。これを明確にはないまする。これは知识を明確にはないまする。これは知识を明確にはないまする。これは知识を明確にはないまする。これは知识を明確にはないまする。これは知识を明確にはないまする。これは知识を明確にはないまする。これは知识を明確にはないまする。これは知识を明確にはないまする。こればないる。これはないまればないる。これはないる。これはないるのはないまればないる。これはないまする。これはないるのはないまする。これはないるのはないる。これはないまないる。これはないる。こればないる。これはないる。これはないる。これはないないる。これは

なお、検察官は本件抗告の裁判があるまで、原決定の執行を停止されたい旨の申立をしているが、記録によれば被告人は原決定によりすでに昭和四二年三月二日釈放されていることが明らかであり、その必要を認めない。

(裁判長裁判官 柳原幸雄 裁判官 至勢忠一 裁判官 武智保之助)